

支援者専用ホットライン

～福祉関係者のための電話による情報提供～

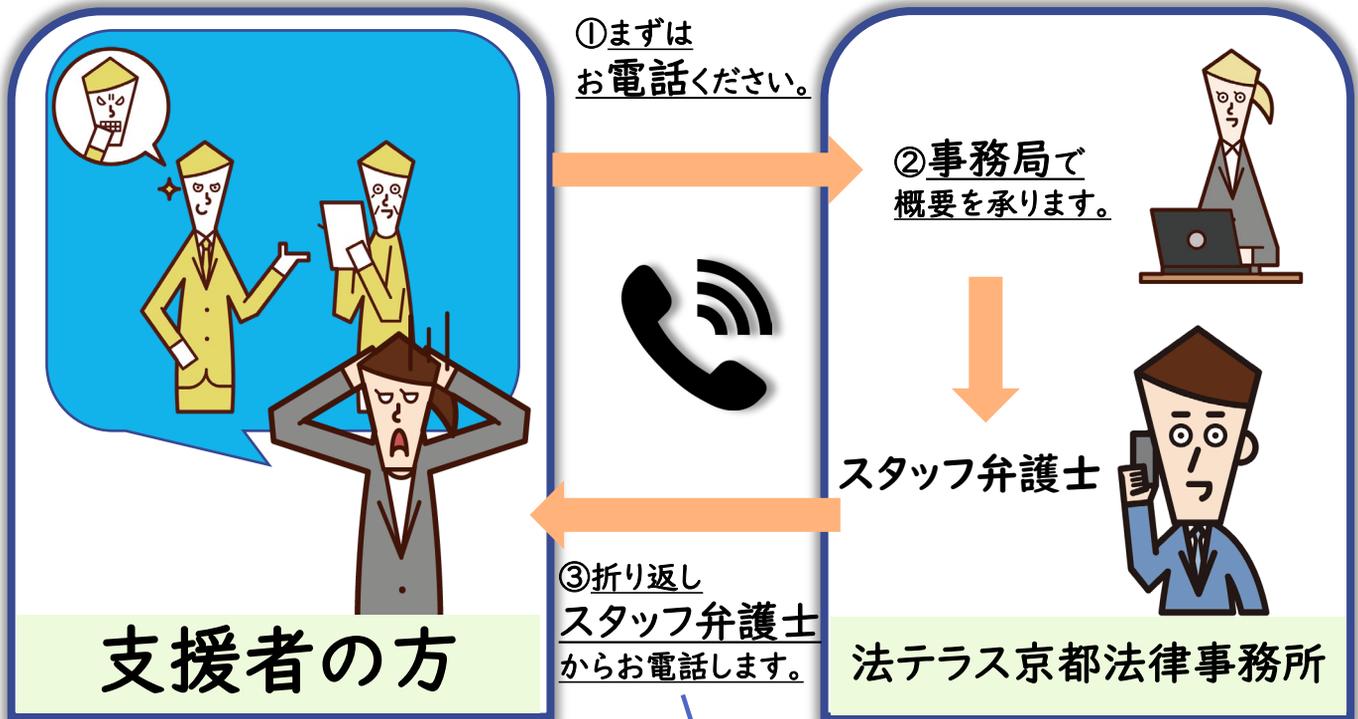
本人の資力要件なし

予約不要

利用料無料

行政機関、福祉施設及び病院などの関係者の方で、ご自身が担当している方の法的問題に対して、スタッフ弁護士※から電話で情報提供を受けられます。

※スタッフ弁護士とは、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士（常勤弁護士）です。法テラス京都法律事務所には、スタッフ弁護士が2名在籍しています。



法律相談が必要なケースでは、法テラスや京都弁護士会の制度をご案内させていただきます。

【支援者専用ホットライン】

受付：法テラス京都法律事務所

電話番号：050-3383-5437

受付時間：平日午前9時30分～午後5時

ご相談例



Aさんは調停で子どもの養育費の約束をしたのに、相手が支払ってくれない。支払わせる方法はないの？

支援中のCさん、家族から年金の使い込みを受けているようです。どうしたらよいでしょうか。



支援しているBさん、職場の上司からのいじめが、最近ますますひどくなっているようだ。どのような解決方法があるだろう…



利用者のDさんの自宅から、多額の借金の返済を求める手紙が出てきました。どうしたらよいでしょうか。

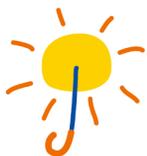
注意事項

★支援者専用ホットラインを利用できるのは、**支援者の方のみ**です。支援者とは、**相談者本人及びそのご家族以外の人**をいいます。例えば、行政機関の職員、民間の福祉施設や事業所の支援員、相談員、保健師、病院関係者、ケースワーカーの方など

★**支援者**に対して、弁護士から情報提供をいたします。**相談者ご本人**と直接電話でお話をして、**相談者ご本人**に直接、回答をすることはできません。

相談者ご本人から法律相談を依頼される場合は、法テラスの民事法律扶助相談をご利用ください。一定額以下の収入と資産の要件を満たす場合には、無料で法律相談が受けられます。この場合の法律相談の予約は、法テラス京都(地方事務所)電話番号:050-3383-5433まで

★相談のお電話を頂いた当日中に弁護士からご連絡できない場合があります。(弁護士が長期不在の場合、お時間を頂く場合があります。)



日本司法支援センター

法テラス

法テラスは国が設立した公的な行政法人です。

〒604-8187

京都市中京区御池通東洞院西入る
笹屋町435

京都御池第一生命ビルディング3階
電話番号:050-3383-5433

受付時間:午前9時~午後5時